

役員報酬等及び費用に関する規定

(目的及び意義)

第1条 この規定は、公益社団法人刈谷法人会（以下「本会」という）の定款25条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事を言う。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、本会を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む。）手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本会は、常勤役員職務遂行の対価として、報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員報酬は月額とする。
- 3 役員には賞与を支給しない。
- 4 常勤役員退職に当たっては、当該役員任期に応じて功労金を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 本会の、常勤役員報酬月額別表1「常勤役員俸給表」のとおりとし、「常勤役員俸給表」のうちから、理事については理事会の決議、監事については監事の協議で決めるものとする。

2 常勤役員に対する功労金は、別表第2「常勤役員功労金手当の算出要領」に定める算式により算出される額とする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額を持って支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(費用)

第8条 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 本会は、この規定をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規定は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

別表 1 「常勤役員俸給表」

第1号 300,000円

第2号 350,000円

第3号 400,000円

別表 2 「常勤役員功労金手当の算出要領」

(算定金額) 俸給金額の80%とする

(算出数式) $\text{算定金額} \times \text{在職年数} \times \text{乗数}$

(乗数) 1年につき0.4とする

(乗数の特例) 0.8の範囲内で増率できる